

第一水源地宿日直業務委託

仕 様 書

令和6年2月
松阪市上下水道部

本仕様書は、下記に示す松阪市上下水道部第一水源地宿日直業務を適正に実施することを目的とする。

記

委託業務名	第一水源地宿日直業務委託
委託契約期間	契約日から令和11年3月31日
委託履行期間	令和6年4月1日から令和11年3月31日
委託場所	松阪市 豊原町 地内
委託業務内容	下記の通り
入札参加条件	水道用水供給事業、水道事業に係る浄水場の常駐の運転管理業務または浄水場の宿日直業務を過去10年以内に元請として1年以上履行した実績を有すること。

(目的)

第1条 本仕様書は、第一水源地宿日直業務委託を適正に実施することを目的とし、機器の運転管理、処理方法及び受付業務について必要な事項を定める。

(業務内容)

第2条 委託する業務は、第一水源地の運転及び管理に必要な事項とし、次の内容とする。

- (1) 各浄水場、水源地、ポンプ場、配水池の遠方監視設備による運転監視及び操作業務(水源施設故障発生時における対策危機管理マニュアルによる)
- (2) 第一水源地業務日誌に記載の場内巡回点検業務
- (3) 軽微な修繕、施設の警備、防火及び清掃
- (4) 漏水等で、市民及び市役所本庁の宿日直から連絡があった場合の対応(第一水源地宿日直の対応マニュアルによる)
- (5) 開栓、閉栓等の申し込みがあった場合の対応(第一水源地宿日直の対応マニュアルによる)
- (6) その他、第一水源地宿日直の対応マニュアルに記載された内容の対応
- (7) 市民及び市役所本庁の宿日直からの水質に関する相談の対応(水質に関する相談対応マニュアルによる)
- (8) 一日一回の水の色、濁り、残留塩素及び水温等の検査業務(水質測定簿に記録すること)
- (9) 来客者の記録(業務日誌に記録すること)
- (10) 連絡簿の記帳
- (11) 公用車の管理
- (12) 定められた鍵等の管理
- (13) 資材の入庫及び出庫に関する事項
- (14) その他松阪市上下水道部が必要と認めた業務

2. 業務員は設備等に故障・異常等が発生し緊急を要する場合においては、速やかに各担当者に報告すること。
(関係法令及び条例の遵守)

第3条 受託者は、業務の実施に当たっては、関連する関係諸法令、条例等を遵守しなければならない。

(履行上の心得)

第4条 受託者は、委託業務を履行するために配置する受託者の業務員が、委託業務に精通するよう、常に技術の向上に勤めなければならない。尚、これに有する費用は、受託者の負担とする。

(勤務時間・就業形態)

第5条 勤務時間帯は次のとおりとする。尚、業務員は1名以上が場内に常駐し、勤務時間経過後であっても交代者に事務の引継ぎを終了しない限り服務しなければならない。これに有する費用は、受託者の負担とする。

(1) 日直業務 土、日、祝祭休日、年末年始(12月29日から1月3日まで)

勤務時間 8時30分から17時15分まで

(2) 宿直業務 毎日(3月31日の夜勤の終了時間は、4月1日の8時30分までとする)

勤務時間 17時15分から翌朝8時30分まで

(監督員の報告及び職務)

第6条 松阪市上下水道部は、監督員を置き、書面をもって職、氏名を受託者に通知しなければならない。

2. 監督員は、この仕様書に定められた範囲内において、委託業務に必要な監督、指示を行うものとする。

3. 監督員の主な職務は次のとおりである。

(1) 契約業務の履行についての受託者又は業務代理人に対する連絡、承諾及び協議。

(2) 業務履行計画書についての承諾及び協議。

4. 前項の規定にもとづく監督員の連絡及び承諾は、書面をもって行うことを原則とする。

(業務代理人及び主任技術者)

第7条 受託者は、受託者の代理として業務代理人及び主任技術者を定めたときは、書面をもってその氏名を松阪市上下水道部に届けなければならない。又、変更した時も同様とする。

2. 業務代理人はこの業務に係る契約の履行に関し、業務の運営管理を行うほか、次に掲げるものを除き、この業務に係る契約の履行に基づく受託者の一切の権限を、行使することができる。

(1) 契約金額の変更に関する行為

(2) 契約金額の請求及び受領に関する行為

(3) この業務に係る契約の解除に関する行為

3. 業務代理人は、次の業務を行うものとする。

- (1) 業務履行上の必要事項に関する監督員との協議
- (2) 施設改善、修繕計画、運転方法改善等の提案と協議
- (3) 業務員の指揮、監督
- (4) 労働安全衛生体制の確立と推進
- (5) 監督員からの指示を業務員への周知
- (6) 常に状況を的確に把握し、緊急時はただちに連絡及び対処できる状態にしておくこと
- (7) その他委託業務遂行のため必要な業務

4. 主任技術者は、次に業務を行うものとする。

- (1) 業務代理人の補佐及び代行
- (2) 年間業務計画遂行のための実施計画の立案
- (3) 年間業務計画に基づく業務の実施及び各業務員への指示
- (4) 施設改善、修繕計画、運転方法改善等の提案と協議
- (5) 業務代理人への業務履行の状況及び結果の報告
- (6) 業務履行上監督員との協議が必要な事項の立案
- (7) 常に状況を的確に把握し、緊急時はただちに連絡及び対処できる状態にしておくこと
- (8) その他委託業務遂行のため必要な業務

5. 業務代理人は、各施設の保存資料により施設の全機能を完全に把握し、円滑な業務の遂行に努めるとともに、効果的、経済的な運転に努めなければならない。

6. 業務代理人は、業務員の現場研修を行い、業務に必要な知識及び技術の向上に努めると共に、事故防止に努めなければならない。

7. 業務代理人は、上水道事業の水源施設において、3年以上の実務経験を有し、水源施設の運転管理技術に熟練した者でなければならない

8. 業務代理人と主任技術者は、兼務することを妨げない。

(業務員)

第8条 受託者は、業務を適切に遂行できる業務員を配置すること。

2. 業務員は、正社員とすること。
3. 業務員は、心身ともに健康で、日常生活に支障のない視力、聴力、運動機能及び日本語会話能力を有すること。

(業務員の届出)

第9条 受託者は、配置する業務員の履歴等について、次により書面で届出なければならない。又、転勤等により業務員が変更となる場合においては、1ヶ月前に報告・届出をしなければならない。急病などやむを得ない場合は、これを除く。

- (1) 業務員の名簿及び組織表

(2) 各業務員の履歴書及び資格を証する書類

(提出書類)

第 10 条 受託者は、契約締結後速やかに次の書類を松阪市上下水道部に提出しなければならない。

- (1) 着手届
- (2) 業務代理人届
- (3) 施設等使用承諾願
- (4) 業務履行計画書
- (5) 業務代理人及び主任技術者届(履歴書添付)
- (6) 業務員の名簿及び資格経歴書
- (7) 業務員の水道法第二十一条による健康診断書(提出日前半年以内のものに限る)
- (8) 緊急連絡先
- (9) その他松阪市上下水道部が必要と認める書類

(業務の計画及び報告)

第 11 条 受託者は、業務履行計画書に基づき、月毎の業務計画及び勤務予定表を作成し、前月末の 10 日前までに松阪市上下水道部に提出しなければならない。

2. 業務員は、毎日の業務の履行が完了したときは、速やかに次の日報を提出し事務の引継ぎをしなければならない。尚、引継ぎを終了しない限り服務しなければならない。これに有する費用は、受託者の負担とする。

(1) 業務日誌

業務日誌には、次の事項を記載しなければならない

- (ア) 宿日直年月日、氏名、天候、気温及び勤務時間
- (イ) 取扱事件及びその処理要領
- (ウ) 来客者の氏名、訪問日時及び内容
- (エ) その他必要と認める事項

(2) 水質測定記録

毎日水質測定結果書には、次の事項を記載しなければならない

- (ア) 年月日、氏名、測定時間、天候、水温、残留塩素、濁りの有無及び色の有無
- (イ) その他必要と認める事項

(3) 連絡簿

(4) その他松阪市上下水道部が必要と認める書類

(業務員等に対する処置請求)

第 12 条 松阪市上下水道部は、受託者の業務代理人、その他の業務員について委託業務の履行又は管理につき不適当と認めるものがあるときは、受託者に対してその理由を示して交替その他必要な処置をとることが

できる。

(現状復帰処置請求)

第 13 条 受託者は、受託者の過失により施設、または機器を破損させた場合は、受託者の負担により、現状復帰させなければならない。

(緊急時の措置)

第 14 条 業務代理人は、緊急時発生に備え、非常事態に対応できる体制を確立しておかなければならない

2. 業務代理人は、緊急事態が発生したときは、適切な措置を講じるとともに監督員及び関係者に報告しなければならない

3. 業務員は、設備等に故障が発生し緊急を要する場合においては、速やかに対応しなければならない。また監督員及び関係者に遅滞なく報告しなければならない

(業務履行上の注意事項)

第 15 条 業務履行は省エネルギー、省資源に努めること。また、事故・故障発生等の未然防止に努めなければならない。

(盗難、火災、事故防止)

第 16 条 受託者は、現場における機器類等の盗難、火災の防止及び事故の発生を未然に防止するため十分な監視に努めなければならない。

(環境整備)

第 17 条 受託者は、作業場及び周辺の整理整頓を心がけ、常に清潔を保持しなければならない。

2. 環境整備の実施にあつては、業務履行計画書の環境整備基準に定めた項目に基づき行うものとする。

(委託業務の調査等)

第 18 条 松阪市上下水道部は、必要と認めるときは、委託業務の処理状況を調査し、又は受託者に対して報告を求めることができる。

(業務の確認及び検査)

第 19 条 松阪市上下水道部は、受託者の報告内容が不相当と認められたときは、受託者に対してその理由を示して必要な処置をとるよう求めることができる。

(安全衛生管理)

第 20 条 受託者は、水道法及び労働安全衛生法に定めるところにより業務員に対し、定期的、又は臨時の健康診

断を実施し、業務員の健康管理に努めなければならない。なお、健康診断に要する費用は、受託者の負担とする。

2. 受託者は、6ヶ月に1回以上、業務員の健康診断(水道法第二十一条)を実施し、結果を松阪市上下水道部に報告しなければならない。なお、検査に要する費用は、受託者の負担とする。
3. 受託者の業務員は、業務履行に当っては、事故のないように安全衛生につとめるとともに第三者に危害を及ぼさないよう十分注意しなければならない。
4. 受託者の業務員は、危険な作業を行う場合は関係法令を遵守し、作業の安全を図らなければならない。
5. 受託者は災害を防止するため業務員に対し必要な安全教育を実施すること。なお、教育に要する費用は、受託者の負担とする。

(設備・設備等の使用)

第 21 条 受託者は、松阪市上下水道部の承認を得てから契約期間中に受託者が委託業務の履行上必要な範囲において松阪市上下水道部の建物の一部及び施設等は無償で使用する事ができる。

(工具、器具、備品等の使用及び貸与)

第 22 条 受託者が業務遂行上必要な施設、工具、器具、備品等の使用は無償とするが、事務手続き上、受託者は借用書 1 通を松阪市上下水道部に提出し、更に、松阪市上下水道部は貸与書 1 通を作成して受託者、松阪市上下水道部がそれぞれ通ずつ所有するものとし、双方確認のうえ引き継ぐものとするが、その使用に当たっては善良なる管理者の注意を持って保全に努めなければならない。また、貸し出した施設、工具、器具、備品等を破損、汚損又は紛失したときは受託者が弁償するものとする。

2. 松阪市上下水道部が備えるものの主な設備は次のとおりとする。(使用は無償とする)

- (1) テレビ、電気器具等
- (2) 当直室の畳、障子、襖、座布団等
- (3) 個人用ロッカー

3. 受託者の負担で、備えるものの主な設備は次のとおりとする。

- (1) 布団、シーツ等の寝具

4. 受託者に貸与した施設、工具、器具、備品等は、委託期間が終了したとき又は、契約を解除した時点で受託者において現状復帰のうえ契約解除後すみやかに松阪市上下水道部に返還するものとする。

(経費負担等)

第 23 条 業務遂行上で必要とする次の経費は、松阪市上下水道部の負担とする。尚、その受け渡し及び取り扱いについては、十分な注意を持って行うものとする。

- (1) 電力、ガス、水道、業務に係る電話、記録紙、重油、薬品類、潤滑油類、その他必要なもの。

(従業員の服装等)

第 24 条 受託者の業務員は、作業に適した正しい服装を着装し、労働しやすいように努めなければならない。
身分証明のための名札は、着用又は提示を求められた際に速やかに提示できる様に携帯すること。

(守秘義務)

第 25 条 受託者及び業務員は、業務の履行過程で知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、また、同様とする。
なお、受託者の契約終了後及び受託者の業務員が、退職した後も同様とし、その責任は、受託者に属する。

(研修及び業務引継)

第 26 条 松阪市上下水道部は、受託者の従業員に対して、第一水源地運転操作監視業務を習熟するための研修期間を設けるものとする。ただし、業務員が前年と同じ業務員の場合はこの限りでない。

2. 受託者は、履行期間終了までに業務引継書を作成し監督員の承認を受けなければならない。
3. 業務員の研修に要する期間は松阪市上下水道部が定めるものとする。
4. 研修及び引継に要する費用は、受託者の負担とする。
5. 研修期間における委託業務の内容、実施方法等についてはこの仕様によるものの他、松阪市上下水道部の指示によるものとする。

(契約変更)

第 27 条 松阪市上下水道部は、次の各号に掲げる場合において、業務委託契約の変更を行うことができる。

1. 委託料に変更を生じる場合
2. 履行期間の変更を行う場合
3. 松阪市上下水道部と受注者が協議し、業務の履行上必要があると認められる場合

(松阪市上下水道部の契約解除権)

第 28 条 松阪市上下水道部は、受託者が次の各号の一に該当するときは、契約を解除することができる。

- (1) 本委託契約の内容に違反したとき
- (2) 契約不履行又は、その恐れがあるとき

(損害賠償)

第 29 条 受託者は、その業務の履行及び契約解除又は、本業務に係る契約の内容に違反したことにより松阪市上下水道部又は第三者に損害を与えた場合は、当該損害の全額を賠償しなければならない。但し、天災その他不可抗力による損害と松阪市上下水道部が、認めた場合はこの限

りではない。

(業務委託請負者の交代に伴う業務引継)

第 30 条 受託者は、業務委託後、本業務履行に伴う留意事項などを記載した業務引継書を随時作成、変更し備えなければならない。また、次の業務受託者に業務引継書の内容を開示し、要請に応じて説明を行わなければならない。

2.松阪市上下水道部は、前項による業務引継書を閲覧でき、必要に応じて説明を求めることができる。

3.業務の引継に要する経費は次の業務受託者の負担で行うものとする。

(適正な労働条件の確保)

第 31 条 受託者は、業務員等の雇用条件、賃金支払い状況、作業環境を十分に把握し、適正な労働環境を確保しなければならない。なお、賃金の支払い状況において、従事者から未払い等の申し出があり、松阪市上下水道部が必要と認める場合は、その状況を確認できる資料を提出するものとする。また、必要に応じ労働基準監督署等の関係機関へ照会、通報することができるものとする。

(個人情報)

第 32 条 受託者は、業務履行上必要となる個人情報について、法令に従い適正に取り扱わなければならない。

(見積方法)

第 33 条 落札に当たっては、入札書に記載された金額をもって落札金額とし、当該金額の 100 分の 10 に相当する額を加算した金額(当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって契約金額とするので、入札者は、消費税等に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の 110 分の 100 に相当する金額を入札書に記載すること。

(支払方法)

第 34 条 毎月後払いとする。(60 回払い)

上記、「第 32 条 見積方法」に記載した入札価格に 100 分の 110 を乗じて得た金額(1 円未満の端数は切り捨てる。)を 60 等分した金額を月額とし、毎月後払いとする。

また、月額に 1 円未満の端数が生じた場合は、契約開始月に支払うものとする。

(疑義)

第 35 条 本業務に係る契約に疑義を生じた場合は当事者双方が協議のうえ、松阪市上下水道部の解釈によらなけ

ればならない。

(補則)

第36条 本業務に係る契約に明記されていない事項については、松阪市上下水道部の指示に従わなくてはならない。

2. 指示されない事項であっても、運転操作監視上、当然必要な業務等は、良識ある判断に基づいて行わなければならない。
3. その他本仕様書に定めのない事項については、双方協議の上決定する。

連絡先	松阪市上下水道部 水源管理課 担当:小林厚貴 電話 0598-28-2536
-----	--